

第十九号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年六月江戸川区条例第二十五号）の
 一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

六 児童相談所業務手当

七 一時保護業務手当

第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七
 条の次に次の二条を加える。

（児童相談所業務手当）

第八条 児童相談所業務手当は、児童相談所（一時保護課を除く。）に勤務する
 職員が、児童福祉法第十二条第二項に規定する業務（同法第十一条第一項第二
 号ホに掲げる業務を除く。）を行うために家庭訪問、指導、相談等の業務に従
 事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき四百九十円を超えない範
 囲内において、規則で定める。

（一時保護業務手当）

第九条 一時保護業務手当は、児童相談所一時保護課に勤務する職員が、児童福
 祉法第十一条第一項第二号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき千四百七十円を超えない

範囲内において、規則で定める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

江戸川区児童相談所の設置に伴い、児童相談所業務手当及び一時保護業務手当を新たに措置し、当該手当の対象業務及び支給額を定める必要があるため、本案を提出いたします。